第五十六条の次に次の一条を加える。

（所在不明の届出等）

第五十六条の二　障害厚生年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係

二　受給権者と同一世帯である旨

三　受給権者の氏名及び生年月日

四　受給権者の基礎年金番号

五　受給権者の所在不明となつた年月日

六　障害厚生年金の年金証書の年金コード

2　前項の届書には、受給権者の障害厚生年金の年金証書（障害厚生年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）を添えなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項の届書が提出されたときであつて、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

5　受給権者が同時に当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有していた場合において、国民年金法施行規則第三十八条第一項において準用する同令第二十三条第一項の届書が提出されたときは、第一項の届書の提出があつたものとみなす。

第六十二条の二第三項中「妻」を「配偶者」に改める。

第六十八条第三項中「厚生労働大臣が」を削る。

第六十八条の二の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により届書の提出を求めた場合において、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

第六十八条の三第二項中「妻」を「配偶者」に改める。

第六十九条中「第六十八条の二第一項に規定する届書又は前条の書類等」を「第六十八条の二若しくは前条の書類等又は第七十三条の二第三項の書類」に改める。

第七十三条の次に次の一条を加える。

（所在不明の届出等）

第七十三条の二　遺族厚生年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係

二　受給権者と同一世帯である旨

三　受給権者の氏名及び生年月日

四　受給権者の基礎年金番号

五　受給権者の所在不明となつた年月日

六　遺族厚生年金の年金証書の年金コード

2　前項の届書には、受給権者の遺族厚生年金の年金証書（遺族厚生年金の年金証書を添えることができないときは、その事由書）を添えなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項の届書が提出されたときであつて、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

5　受給権者が同時に当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有していた場合において、国民年金法施行規則第五十三条第一項において準用する同令第二十三条第一項の届書が提出されたときは、第一項の届書が提出されたものとみなす。

第百十一条第一号中「事務並びに」を「事務、」に改め、「求めに係る事務」の下に「並びに第三十五条の二第三項、第四十条の二第三項、第五十一条の二第三項、第六十八条の二第三項及び第七十三条の二第三項の規定による書類の提出の求めに係る事務」を加える。

（国民年金基金規則の一部改正）

第四条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（所在不明の届出等）

第十九条の二　年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、規約の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出しなければならない。

一　届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係

二　受給権者と同一世帯である旨

三　受給権者の氏名、生年月日及び住所

四　年金証書の記号番号

五　受給権者の所在不明となった年月日

2　基金は、前項の届書が提出されたときには、規約の定めるところにより、当該受給権者に対し、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書類の提出を求めることができる。

3　前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、規約の定めるところにより、当該書面を基金に提出しなければならない。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七十四条の二第三項中「厚生労働大臣が」を削る。

附則第七十四条の三の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により届書の提出を求めた場合において、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、厚生労働大臣が指定する期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

附則第七十四条の四中「附則第七十四条の三第一項に規定する届書」を「前条の書類等」に改める。

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第六条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項第一号ロ及び第五十条第三項中「第八十九条第三号」を「第八十九条第一項第三号」に改める。